

給付事業

Benefit



給付金の請求 会員証とご印鑑をお忘れなく

入会した翌日以降に事由が発生したとき、次頁以降の各種給付金をお支払いします。

請求は、**事由発生後6ヶ月以内**に事由を証明する書類（コピー可）を添付して、公社窓口で請求してください。

請求方法

- 会員本人または代理人が公社窓口で請求

所定の用紙に必要事項を記入、押印し、添付書類といっしょに公社窓口にお持ちください。

※給付金請求書は巻末の用紙（P.60）をコピーまたはホームページから印刷してご利用いただくか、公社窓口にもご用意しております。

内容審査

提出された書類を審査し、正当と認めたときは給付金を支給いたします。

次の場合、すぐに給付金が受け取れます。

給付金請求書・添付書類を公社窓口で持参した場合で、記入内容・添付書類が完備しており、給付金額が50,000円未満の方は、特別な事情がない限り、その場で給付金を支給します。

受領方法

給付金は、次の①～③の方法で支給します。なるべく①の方法で受領してください。

①窓口受領

本人が、会員証、印鑑を持参し公社窓口で受領してください。

②代理人受領

本人以外の場合、給付金請求書の代理人受領欄に記入のうえ、代理人が自分の印鑑を持参し、公社窓口で受領してください。

③口座振込

給付金請求書の振込依頼の欄に記入して請求してください。

※50,000円以上の給付金は、預金口座への振込みになります。

※**50,000円未満**の給付金を預金口座への振込みを希望する場合は、**振込手数料は請求者負担**となります。

給付金の返還

不正行為により給付金を受領したときは、給付金を返還していただきます。

給付金一覧表

事由発生後6ヶ月以内にご請求ください。

給付金の種類		給付事由	給付金額 (円)	請求時に必要な添付書類いずれか1つ (コピー可)・注意事項等	
祝 金	結 婚	会員が結婚したとき	10,000	・戸籍全部事項証明 (謄本) ・個人事項証明 (抄本) ・婚姻届受理証明書 ・渋谷区パートナーシップ証明書 *再婚の場合は1回を限度とする	
	出 生	会員または会員の配偶者が出産したとき	10,000	・戸籍全部事項証明 (謄本) ・個人事項証明 (抄本) ・住民票 ・母子手帳の出生届出済証明書 *死産・流産・早期新生児死亡 (7日以内) は含まれない	
	入 学	会員の子が小学校に入学したとき ※登録家族に入ってなくても可	5,000	*通知がない場合は、住民票などの親子関係とお子様の年齢がわかるもの	
		会員の子が中学校に入学したとき ※登録家族に入ってなくても可	5,000		
	成 人	会員または会員の子が満20歳の誕生日を迎えたとき ※登録家族に入ってなくても可	5,000	・戸籍全部事項証明 (謄本) ・個人事項証明 (抄本) ・住民票 ・運転免許証 ・健康保険証 *お子様の成人のときは、会員との続柄がわかるもの	
	還 暦	会員が満60歳の誕生日を迎えたとき	10,000	・戸籍全部事項証明 (謄本) ・個人事項証明 (抄本) ・住民票 ・運転免許証 ・健康保険証	
	銀 婚	会員が結婚して満25年を迎えたとき	10,000	・戸籍全部事項証明 (謄本) ・個人事項証明 (抄本) (婚姻期間を証明できるもの) ・渋谷区パートナーシップ証明書	
金 婚	会員が結婚して満50年を迎えたとき	20,000			
見 舞 金	通 院	会員が同一傷病で10回以上通院したとき ※入院後の通院は不可	5,000	・医療機関の領収書 *歯科診療・公的医療保険適用外の通院は含まれない *同一年度内に同一傷病で入院見舞金の支給をすでに受けている場合は支給しない	
	入 院	会員が連続して入院したとき	7日以上	5,000	・入院期間を証明できる医師の診断書 ・医療機関の領収書 *同一傷病による入院見舞金の支給は同一年度内1回に限る
			14日以上	10,000	
			30日以上	15,000	
			60日以上	20,000	
			90日以上	25,000	

給付金一覧表

事由発生後6ヶ月以内にご請求ください。

給付金の種類		給付事由		給付金額 (円)	請求時に必要な添付書類いずれか1つ(コピー可)・注意事項等	
見舞金	障害	会員が障害の状態になったとき (身体障害者福祉法施行規則第7条第3項別表5号を準用する。)		1級	100,000	・身体障害者手帳
				2級	85,000	
				3級	75,000	
				4級	35,000	
				5級	20,000	
				6級	10,000	
見舞金	住宅災害	会員の居住する家屋・家財が災害により損害を受けたとき		全焼・全壊(70%以上)	100,000	・消防署または、区防災課で発行する罹災証明書 *人災・自然災害を問わず、会員が現に生活の本拠としている建物・家屋の家財が対象(所有の有無は問わない)
				半焼・半壊(40%以上)	50,000	
				一部焼・一部壊(20%以上)	25,000	
				一部焼・一部壊(20%未満)	10,000	
				床上浸水・床上土砂流入	5,000	
弔慰金	会員	71才未満で亡くなったとき		在会年数10年以上	100,000	死亡事項記載で請求者との続柄が明らかなもの ・戸籍全部事項証明(謄本) ・個人事項証明(抄本) ・住民票 (請求者の印鑑登録証明書が必要となる場合があります。)
				在会年数5年以上10年未満	75,000	
				在会年数5年未満	35,000	
		71才以上で亡くなったとき ※ただし、加入時に会員の年齢が71才以上の場合、支給額は半額になります。		在会年数10年以上	50,000	
				在会年数5年以上10年未満	35,000	
				在会年数5年未満	15,000	
	家族	会員の配偶者が亡くなったとき ※加入時に会員の年齢が71才以上の場合、支給額は半額になります。			15,000	死亡事項記載で請求者との続柄が明らかなもの ・戸籍全部事項証明(謄本) ・個人事項証明(抄本) ・住民票 ・渋谷区パートナーシップ証明書 (親・子の死亡弔慰金については、扶養関係を証明できるもの。子には死産・7ヶ月以上の流産を含む)
		会員の子が亡くなったとき		扶養家族に限る	10,000	
		会員の親が亡くなったとき			5,000	
退会せん別金	会員が在会期間5年以上で退会したとき			5,000		

※入院見舞金・障害見舞金・住宅災害見舞金・弔慰金の支給事由発生原因に災害救助法の適用があった場合は給付金の支給対象となりません。